

# 公益社団法人自動車技術会 理事会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第9条第3項の規定に基づき、理事会の職務及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第3条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事の選定及び解任

## 第2章 招集

### (招集権者)

第4条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 4 第6条第2項による招集の場合は当該理事が、第7条第2項による招集の場合は当該監事が招集する。

### (招集の請求)

第5条 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求できる。

- 2 前項の定めによる請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

第6条 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 2 前項の定めによる請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集することができる。

### (招集手続)

第7条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、次の事項を記した書面にて通知を発しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の定めにかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## 第3章 議事

### (議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項に係わらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会の議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(議決権)

第9条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

2 理事会においては、代理権を証明する書面による議決を認めない。

(議決)

第10条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 第1項の議決について、議長は理事として表決に加わることはできない。

(議決の省略)

第11条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(議決事項)

第12条 理事会が議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令及び定款に定める事項

イ. 本会の業務執行の決定

ロ. 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事の選定及び解任

ハ. 副会長、会務担当理事及び常務理事の業務分担

ニ. 総会の日時及び場所並びに目的である事項

ホ. 重要な財産の処分及び譲渡

ヘ. 事業計画書及び収支予算書等の承認

ト. 事業報告及び計算書類等の承認

チ. 規則の制定及び改廃

リ. その他法令に定める事項

(2) その他重要な業務執行に関する事項

イ. 重要な事業についての契約の締結、解除、変更

ロ. 重要な事業についての争訟の処理

ハ. その他理事会が必要と認める事項

(監事の出席)

第13条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第14条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(報告)

第15条 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第16条 理事又は監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の定めは、第15条第1項の定める報告については、適用しない。

(議事録)

第17条 理事会の議事については、理事会終了後速やかに、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配付)

第18条 会長は、欠席した理事に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

#### 第4章 補則

(処理基準)

第19条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第20条 この規則の改廃については、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決を得なければならない。

#### 附則

1 この規則は、2011年4月26日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)

## 別表 理事会運営規則第 17 条

### I 通常の理事会

1. 理事会が開催された日時及び場所
2. 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  - イ. 第 5 条第 1 項の定めにより理事の請求を受けて招集されたもの
  - ロ. 第 5 条第 2 項の定めにより理事が招集したもの
  - ハ. 第 6 条第 1 項の定めにより監事の請求を受けて招集されたもの
  - ニ. 第 6 条第 2 項の定めにより監事が招集したもの
3. 理事会の議事の経過の要領及びその結果
4. 議決を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
5. 次に掲げる定めにより理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ. 競業及び利益相反取引
  - ロ. 第 15 条第 2 項の報告
  - ハ. 第 13 条に基づく監事の意見
6. 会長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
7. 出席した会長及び監事の記名押印
8. 議長の氏名

### II 第 11 条に定める議決の省略により理事会の議決があったものとみなされた場合

1. 理事会の議決があったものとみなされた事項の内容
2. 1. の事項の提案をした理事の氏名
3. 理事会の決議があったものとみなされた日
4. 議事録の作成に係わる職務を行った理事の氏名

### III 第 16 条に定める報告の省略により理事会への報告を要しないものとされた場合

1. 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
2. 理事会への報告を要しないものとされた日
3. 議事録の作成に係わる職務を行った理事の氏名